

長 寿 第 2 2 1 号
平成29年10月5日

介護保険サービス事業所
各 障害福祉サービス事業所 御中
保育所

奈良県健康福祉部長寿社会課長
< 公 印 省 略 >

「平成29年度喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）基本研修」及び「管理者向け説明会」の実施について

平素より、本県の介護保険行政の推進にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条に基づく標記研修を「平成29年度喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）基本研修取扱要領」により開催します。

つきましては、貴事業所等の職員の受講を希望される場合は、同要領を確認のうえ、平成29年10月27日（金）までに別紙様式1により申込みいただきますようお願いいたします。

また、本研修に受講希望の者が所属する事業所の管理者向け説明会を別途開催します。受講希望の方が所属する事業所の管理者（又はそれに準ずる職の方）は、本説明会の参加が必要ですので、基本研修の申込みと併せて、上記期日までに別紙様式2により申込みください。

なお、受講申込みが定員を超過した場合は、同要領4の取扱いに基づき、受講者を選定させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ※ 取扱要領等の詳細は、奈良県長寿社会課ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/item/144138..htm#moduleid19959>）を確認願います。
- ※ 原則医師免許等を持たない者が、医行為であるたん吸引等を行うことはできません。介護職員等が本行為を行うに当たっては、十分な知識・技術を習得した上で、医療関係者との連携のもとに行う必要があります。このような制度趣旨を十分理解いただいた上での申込みをお願いします。

<担当>

長寿社会課 介護事業係
TEL 0742-27-8532
FAX 0742-27-3075